施設使用料金早見表(令和7年10月1日改正内容適用)

対象	規定料金	一部免除料金							
		本館・ロッジ泊			テント泊				
		大学・短大等の 学生利用 ※4	要保護· 準要保護世帯 利用 ※5	特別な配慮が 必要な子供向け の活動を行う 団体利用 ※6	右記以外	大学・短大等の 学生利用 ※4	青少年団体利用 ※8	要保護· 準要保護世帯 利用 ※5	特別な配慮が 必要な子供向け の活動を行う 団体利用 ※6
幼児 (年少未満) ※1	0円/泊				0円/泊				
幼児(年少 ~年長)※2	300円/泊				300円/泊				
子供(小学生~高校生※3)	600円/泊		300円/泊	300円/泊	300円/泊				
大人	2,500円/泊	1,200円/泊	300円/泊	300円/泊 ※7	1,200円/泊	600円/泊	600円/泊	300円/泊	300円/泊

- ※1 ①幼稚園・保育園等の在籍を問わず、当年度4/2~翌年度4/1の間に3歳に到達する者までが対象。
- ※2 ①幼稚園・保育園等の在籍を問わず、当年度4/2~翌年度4/1の間に6歳に到達する者までが対象。
- ※3 ①高校に相当する学校(専修学校高等課程等)に在籍する者が対象。
- ②上記①に該当しない場合、当年度4/2~翌年度4/1の間に18歳に到達する者までが対象。
- ※4 ①大学に相当する学校(大学校・短大・専修学校専門課程等)に在籍する者が対象。

- ※5 ①部活・サークルを含む学校利用が対象。
 - ②小~高を想定しているが、就学前の子どもたちに帯同する大人にも準用。 ※8 ①利用区分が「青少年」となる団体。 ③利用にあたっては、申請書の提出が必要。
- ※6 ①経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体等。 (ただし、当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。) ②利用にあたっては、申請書の提出が必要。
 - ③一部免除の可否については、利用を希望される施設に要相談。
- ※7 子どもたちに帯同する場合または、子供たちの活動の下見の場合が対象。
- - ②該当の可否については、利用を希望される施設に要相談。